

第 11 号議案

豊後大野市特別会計条例の一部改正等について

豊後大野市特別会計条例の一部を改正する等の条例を別紙のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

豊後大野市浄化槽施設特別会計を廃止したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市特別会計条例の一部を改正する等の条例

(豊後大野市特別会計条例の一部改正)

第1条 豊後大野市特別会計条例(平成17年豊後大野市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第1条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第3条中「第7号」を「第6号」に改める。

(豊後大野市浄化槽整備推進事業基金条例の廃止)

第2条 豊後大野市浄化槽整備推進事業基金条例(平成17年豊後大野市条例第100号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の豊後大野市特別会計条例の規定による豊後大野市浄化槽施設特別会計の令和7年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に豊後大野市浄化槽施設特別会計に属する剰余金、債権、債務及び財産は、令和8年度豊後大野市一般会計に帰属するものとする。